

桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 経営所得安定対策推進事業実施要綱（平成23年4月1日埼玉県農林部長決裁。）に基づく事業を実施する桶川市地域農業再生協議会（以下「協議会」という。）に対し、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推進事業の取組内容)

第2条 推進事業の対象となる取組は、次に掲げる取組とする。

- (1) 本制度の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
- (2) 対象作物の生産数量目標の設定、ルール等の策定
- (3) 申請書類等の配布、回収、整理、取りまとめ及び受付
- (4) 対象作物（産地資金の助成作物を含む。）の作付面積等の確認事務
- (5) 農業者情報のシステム入力・集計事務
- (6) 産地資金の要件設定・確認事務
- (7) 耕作放棄地の再生利用に必要な活動
- (8) 農業者の水田情報等（畑地の産地資金に取り組む場合は、畑地の情報も含む。）の収集・整理事務
- (9) 集落営農の法人化等に対する支援活動
- (10) 地域における経営体育成の取組等のフォローアップ活動
- (11) 農地利用集積円滑化に必要な活動
- (12) その他本制度の円滑な実施に必要な活動

(推進活動計画の樹立及び承認)

第3条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、次条に規定する交付申請前に、桶川市経営所得安定対策推進活動計画承認申請書（様

式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を協議会に通知するものとする。

(交付申請等)

第4条 協議会は、推進活動の実施に必要な経費(別表第1及び別表第2に掲げるものに限る。)について、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、交付の可否を決定したときはその旨を桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、協議会に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第6条 協議会は、補助金の交付の決定のあった日以後において、事業の内容又は補助金の交付額を変更しようとするときは、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 協議会は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の9月30日現在の補助金の遂行状況について、当該年度の10月10日までに、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金遂行状況報告書(様式第5号。以下「報告書」という。)により、市長に報告しなければならない。

2 協議会は、前項に規定する時期のほか、市長の要求があったときは、当該要求に係る事項を報告書により、市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 協議会は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日ま

でに、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金実績報告書（様式第6号）により、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

区分	内容
1 謝金	作付状況の確認等への協力、交付申請書、営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費等
2 旅費	本制度の推進、指導、研修等に要する外部専門家、事務局員等への交通費、宿泊費等
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等をいう。）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等をいう。）、会議費（弁当代を除く。）、備品費、賃金（正規職員の超過勤務及び臨時職員の雇用に限り、その者に対する農地調整員手当を含む。）、共済費（臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金をいう。）等
4 委託費	県再生協議会、市町村等が実施する3に掲げる取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
5 助成費	地域再生協議会又は利用集積団体が実施する3に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

別表第2（第4条関係）

集落営農の法人化支援

区分	内容
交付金	法人化した集落営農に対する経費の定額助成（1法人当たり定額40万円）

様式第1号（第3条関係）

番 号

年 月 日

桶川市長

住所

桶川市地域農業再生協議会

会長 印

年度桶川市経営所得安定対策推進活動計画承認

申請書

桶川市経営所得安定対策推進事業推進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり推進活動計画の承認を申請します。

- 1 推進活動計画（別紙1）
- 2 経営所得安定対策に係る年間スケジュール（別紙2）

(別紙1)

年度桶川市経営所得安定対策推進活動計画

計画作成主体 桶川市地域農業再生協議会

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			円	

備考

- 他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入する。
- 集落営農の法人化支援を行う場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を、事業に要する経費欄にはその必要額を記載する。

2 電算システムの内容

経営所得安定対策の事務処理への対応方法	A 既存の電算システムを改修 B 他社の経営所得安定対策向け電算システムを購入 C 国が開発する事務処理システムを使用
---------------------	---

備考 経営所得安定対策の営農計画書のデータ入力及び農政局へ提出するCSVファイル（申請データ）の出力をどのように行うか記号で選択する。

(別紙2)

経営所得安定対策に係る年間スケジュール

桶川市担当者 所属及び氏名

桶川市地域農業再生協議会担当者 所属及び氏名

関東農政局担当者 所属及び氏名

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		桶川市	桶川市地域農業再生協議会	関東農政局
3月				
4月	・ 交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・ 交付申請書、営農計画書、調整水田等の改善計画の提出期限（原則として6月30日まで）			
7月	・ 地域農業再生協議会から関東農政局へ対象作物の地域別作付計画面積報告書の提出（7月31日まで）			
8月				
9月	・ 市町村から関東農政局へ認定済の調整水田等の改善計画を提出（9月30日まで）			
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

様式第2号（第4条関係）

（表）

番号
年月日

桶川市長

住所

桶川市地域農業再生協議会

会長

印

年度桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付

申請書

年度において、次のとおり事業を実施したいので、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 円

3 事業の内容及び経費の内訳

（1）推進活動計画（又は実績）

区分	内容	備考
（主な取組を記入すること。）	（実施時期、実施回数及び実施内容等を記入すること。）	

備考 推進活動計画（又は実績）欄の記載は、様式第1号の別紙1の写しにより代えることができる。

（2）経費の内訳

区分	推進事業に要する経費（又は要した経費）	負担区分		備考
		補助金	その他	
	円	円	円	
合計				

(裏)

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

5 添付書類

推進活動計画（又は事業実施状況報告書）

様式第3号（第5条関係）

番号
年月日

桶川市地域農業再生協議会
会長 様

桶川市長

印

年度桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付決定通知書
年 月 日付け 第 号で提出のあった桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）については、次のとおり交付することに決定したので、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

1 補助金交付決定額

金 円

2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容
申請書記載のとおり。

3 補助金の額並びに補助金対象経費及びその区分ごとの配分額
申請書に添付された推進活動計画のとおり。

様式第4号（第6条関係）

番号
年月日

桶川市長

住所

桶川市地域農業再生協議会

会長

印

年度桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金変更承認申請書

年月日付け 第号をもって交付決定通知のあった補助金について、次のとおり変更の承認を受けたいので、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

（様式第2号に準じて記載し、変更部分は2段書きとし、変更前を上段括弧書きとすること。）

様式第5号（第7条関係）

番 号

年 月 日

桶川市長

住所

桶川市地域農業再生協議会

会長

印

年度桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金遂行状況

報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金について、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり遂行状況を報告します。

区分	総事業費	事業の遂行状況 (年 9 月 30 日現在)	進捗状況	備考
	円	円	%	

様式第6号（第8条関係）

番 号

年 月 日

桶川市長

住所

桶川市地域農業再生協議会

会長

印

年度桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、次のとおり実施したので、桶川市経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、実績を報告します。

（記載内容は、様式第1号に準ずるものとする。なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載する。）